

令和 4 年度ふぐ処理者認定試験受験案内

長野県

1 ふぐ処理者認定試験について

この試験は、長野県ふぐ取扱指導要綱第 8 条の規定により、知事が行うもので、この試験に合格した者に「ふぐ処理者認定証」を交付します。

2 試験の日時

令和 4 年 11 月 8 日（火）午前 11 時から午後 3 時 30 分まで（受付 10 時 00 分から 10 時 45 分まで）（遅刻者については試験の受験ができませんので、時間に余裕をもってお越しください。）

3 試験の場所

松本合同庁舎 205 会議室、調理実習室、502 会議室
（松本市大字島立 1020 松本合同庁舎 2 階、5 階）

4 試験内容

学科	水産食品の衛生に関する知識 [※]	問題数：30 問 制限時間：60 分
	ふぐに関する一般知識	
実技	ふぐの種類 [※] の鑑別	5 種類のふぐを鑑別する 制限時間：5 分
	ふぐの処理と鑑別	ふぐ 1 尾を除毒処理し、 臓器及び有毒部位を鑑別する 制限時間：30 分

※食品衛生責任者になるための資格又は要件を満たしている者は免除とする。

5 持ち物

受験票、筆記用具、白衣（作業衣）、帽子、出刃・柳刃包丁（各 1 本）、フキン 5 枚以上

6 受験の手続き

(1) 受験願書受付期間

令和 4 年 10 月 18 日（火）及び令和 4 年 10 月 19 日（水）の 2 日間

(2) 受験願書受付場所

県内各保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所及び松本市保健所

(3) 提出書類

- ・ふぐ処理者認定試験受験願書（様式第 1 号）
- ・食品衛生責任者になるための資格又は要件を満たす者にあつては、その資格等を確認できる書類

（食品衛生責任者になるための資格等をお持ちの方は、学科試験のうち、水産食品の衛生に関する知識の問題が免除されます。）

(4) 申込方法

ア 原則として、受験者本人が受験願書を受付場所（県内各保健福祉事務所（保健所）、長野市保健所及び松本市保健所）まで持参してください。

イ 受験願書を受理したときは、「ふぐ処理者認定試験受験票」を交付します。

ウ 受験料（受験材料費等）については、（一社）長野県調理師会支部事務局で支払ってください。

なお、体調不良による欠席や遅刻等により受験できない場合であっても、受験料の返金はいりません。

7 受験料

25,300 円

8 合格発表及び認定証の交付

令和4年11月25日（金）午後2時に以下の長野県公式ホームページにて合格者の受験票番号を案内します。その合格者に対し、後日、「ふぐ処理者認定証」を郵送します。

9 その他

(1) このふぐ処理者認定試験の受験に伴って収集する個人情報、この試験の受験者を特定し、認定証の交付事務及び付随する事務以外に利用しません。

(2) 新型コロナウイルス感染症のまん延等により、試験を延期等する場合は、以下の長野県公式ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hugusyorisyaninteishiken.html>

10 お問い合わせ先

保健福祉事務所 (保健所)	電話番号	住所
佐久保健福祉事務所	0267-63-4191	佐久市跡部 65-1 佐久合同庁舎内
上田保健福祉事務所	0268-25-7153	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2929	諏訪市上川 1 丁目 1644-10 諏訪合同庁舎内
伊那保健福祉事務所	0265-76-6840	伊那市荒井 3497 伊那合同庁舎内
飯田保健福祉事務所	0265-53-0446	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内
木曾保健福祉事務所	0264-25-2235	木曾郡木曾町福島 2757-1 木曾合同庁舎内
松本保健福祉事務所	0263-40-1943	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内
大町保健福祉事務所	0261-23-6528	大町市大字大町 1058-2 大町合同庁舎内
長野保健福祉事務所	026-225-9065	長野市中御所岡田 98-1
北信保健福祉事務所	0269-62-3106	飯山市大字静間 1340-1
長野市保健所	026-226-9970	長野市若里 6-6-1
松本市保健所	0263-40-0704	松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内